

調査や研修に際しては、夜勤交替制職場で働く 看護師等の声が反映する仕組みが必要 — 発言相次ぐ —

(表からの続き)

【参加者からの発言】

要請に対するこうした答弁に対して、参加者からは、始業前残業が常態化しているなどの、それぞれの厳しい職場実態を紹介しつつ、労働局に対しては、正確な実態把握とあわせて企画委員会等へ労働者代表を入れることを強く要求する発



発言する森田書記長

言が相次ぎました。

東京医労連の森田書記長は、発言の中で、持ち込んだ医労連の夜勤実態調査や労働実態調査、厚労省や看護協会発出の資料なども紹介し、夜勤交替制職場の働き方の改善が喫緊の課題であり、これは厚労省も医労連との懇談などを通じて、その必要性を認識した上での通知であることを強調しました。

また、調査をする社労士や研修会を行う側が、夜勤労働やサービス残業などの実態を知らないことには、具体的な改善がはかられない懸念があり、そのためにも、今からでは今回の企画委員会に労働者代表が入れないということであれば、企画委員や社労士、労働局の担当者などと、労働組合との懇談の機会を設けていただきたい、との見解を示しました。

秋元課長は、ご意見として伺

う、としたうえで、今回の要請の事実や提供された資料については、労働局企画委員会に時間の余裕があれば「報告はできると思う」と述べました。
東京医労連では、年内にも再度要請の機会を持つよう強く要求し、会談を終了しました。



東京労働局（九段第3合同庁舎内）にて

労働局の次は…東京都へ

厚労省通知にもとづく東京都福祉保健局への要請行動

とき 10月28日(金) 11時～正午

ところ 東京都庁第1本庁舎 25階 108会議室

※打ち合わせしますので、**参加される方は10時30分に27階都庁職衛生局支部に集合してください。**



9月30日東京労働局11階会議室にて、要請書を渡す、續一美副委員長（右）と秋元成康時間課長（左）

東京医労連は、さる9月30日（金）午前10時から1時間、東京労働局11階会議室にて、「看護師等の『雇用の質』向上の取り組みについての厚生労働省通知」にもとづく対労働局要請・懇談を行いました。

要請は都立病院の仲間などと構成

大幅増員・夜勤改善要求し東京労働局へ要請・懇談

—東京医療関連協—



夜勤の大変さを訴える参加者

勤務間隔を12時間以上とすることなど、国会請願の3項目に加え、「通知」に関する具体的な対応の改善と、「通知」にある、さまざまな研修等に取り組み際の「企画委員会」の構成員に、労働組合の代表を入れることなどを求めています。

対応した秋元課長からは、二〇一二年一月から病院等の職場管理者を対象に、労働時間の管理等についての研修会を行うこと。それに先立ち都内の医療機関等の実態調査をすすめていること。「企画委員会」についてはすでにスタートしていることや、その中には、使用者団体ではない看護協会の役員もいることなどから、途中から労働者・労働組合の代表を入れることは困難である旨が述べられました。実態調査の方法は、非常勤の社労士をコンサルタントとして、いくつかの施設に協力をお願いしているとのことでした。

（裏面に続く）

する東京医療関連労働組合協議会（医療関連協）と連名で行いました。参加者は医労連から4組合11名。東京労働局からは、労働基準部、時間課長の秋元成康氏が出席しました。事前に送った要請項目は、夜勤について1日8時間、週32時間以内、